## けんなでつくる、誰もが多心して つながいながら住み続けられる。 つながいながらはみ続けられる。

# 第2期 南丹市地域福祉計画

(平成25年度~平成29年度)



平成 25 年 3 月 **南 丹 市** 

#### はじめに

南丹市では、平成20年に「南丹市地域福祉計画」を策定し、地域防災を切り口とした地域福祉活動の推進や相談支援の充実、地域のつながりを強化するための見守り活動の推進など、誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまちを目指した地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

しかし、平成25年には高齢化率が33%を超え、 市民の3人に1人が高齢者となることが予測され、 少子高齢化が進行するとともに単身世帯がさらに 増加すると考えられます。併せて、家庭や地域の中



で支え合う力が弱まるとともに、社会から孤立する人が生じやすい環境となり、社会情勢の変化に伴う地域の生活課題もますます多様化しています。

このような状況の中、本市では誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせるように、福祉施策やサービスの充実に取り組んでおりますが、多様化している地域の生活課題に対応していくためには、行政だけでなく市民の皆様をはじめ地域団体や関係機関などが連携した取り組みを進めていくことがますます重要となっています。

そこで、第2期南丹市地域福祉計画では、第1期計画の成果を踏まえ、「みんなでつくる、誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち」を基本理念として、福祉の担い手づくり、地域ぐるみの見守りネットワークづくり、福祉ニーズを把握できる体制づくり、環境づくりを基本に、また、その中でも今後の福祉活動を活発化させる先導的な重要性の高い取り組みを「重点プロジェクト」と位置づけ、市民の皆様をはじめ地域団体や関係機関などとの連携を密にし、生活課題の解決に向けた協働の取り組みを推進していくこととしております。

つきましては、今後とも地域福祉の主役となる皆様の一層のご理解とご協力を 賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました南丹市地域福祉計画推進委員会の委員の皆様をはじめ、市民ワークショップやアンケート調査などにご協力いただきました市民の皆様、関係機関の皆様に心からお礼申し上げます。

平成25年3月

南丹市長 佐々木 稔纳

### 目 次

第	章	計画	の策に	定に	あ	た	ο.	C	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
1	Ē-	画策定	三の背景	景と		的				•	•	•			•	•	•	•					•			•	•		1
2	2	也域福祉	tとは	•	•	•	•			•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•			•		•	2
3	3 比	也域福祉	計画。	とは		•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•		•			•	•		3
4	ŀĒ	†画の概	要		•		•			•	•	•			•	•	•	•					•			•	•		4
	(1)	計画の	D位置	づけ	ţ	•	•		•	•	•		•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	(2)	地域福	富祉活	動計	一画	ک	か;	重担	售	•	•	•	•				•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	6
	(3)	計画の	D期間		•	•	•		•	•	•		•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	(4)	計画の	D策定	体制	IJ	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
第2	2章	南丹	市の駅	見状	ے	課	題																						10
1	南	ョ 丹市σ	)現状				•			•																			1C
		人口,		の重	响																								10
	(2)	児童の	ー・ D状況	•	•		•			•																•			17
	(3)	障がし	ハのあ	る人	への	状	況																						18
	(4)	要介語	<b></b> 養認定	者σ	冰	況			•	•			•						•	•		•		•	•		•		21
	(5)	福祉力	ナービ	スの	)利	用	伏》	兄	•				•						•	•		•		•	•	•	•		22
	(6)	生活的	<b>呆護の</b>	受給	狱	況			•				•						•	•		•		•	•	•	•		25
2	2	<b>河丹市の</b>	)将来,	人口	予	測				•		•				•	•									•			26
3	3	<b>両丹市の</b>	)地域	福祉	<u>の</u>	課是	夏			•	•				•	•	•						•						27
	(1)	アンク	ァート	調査	結	果	かり	50	りる	3玗	挑	ځ	:課	題	į			•		•		•							27
	(2)	地域福	富祉懇	談会	<u> </u>	市	天	フー	_ /	フシ	/∃	リツ	フ	<sup>9</sup> )	に	<i>H</i>	る	現	狀	ع	課	題	į						44
_	<b>上</b> 第	91期地	域福祉	扯計	画	の言	Èζ	阻え	ZV	組	み	の	到	達	点	يح	第	2	期	<u></u>	画	こ	向	け	て			•	54
5	5 2	5分野別	計画の	の課	題		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	60
第3	3章	計画	の基準	本方	Ó		•			•						•	•												62
1	=	†画の基	本理	念			•			•																			62
2	2 =	画の基	本目	漂			•			•																•			63
3	3 旅	速策の体	孫		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	64
第◢	1章	施策	の展開	串	•	•							•	•									•	•	•				65
<b></b>	本目	]標1	地域社	温祉	を:	推计	¥٦	<i>‡</i> ∠	3.人	づ	<b>`</b>	n																	65
=		」///、 ×施策( ·												)促	详														65
		·施策(2													•	•													66
砉		標2																											67
_		。      施策( *														<u>†</u>	体	の	発	展	!								67
		下施策(2											•	•	•		•	•	•	•	•								68

	基本施策	(3)	身近な	な地域	はでの	り福	祉活	5動	の推	進	•	•	•		•	•	•	•	•	• •	•	69
	基本施策	(4)	活動挑	処点つ	j< 1	ეთ	推進	₤		•		•	•		•	•	•	•			•	70
基	本目標3	地拉	或で <i>0</i> .	白白立	生活	5E	支え	.る(	土組	み	づく	り			•	•	•			•	•	71
	基本施策	(1)	地域社	富祉拡	<b>流充</b> 0	かた	めの	)ネ	ット	つ	_/	7 <i>0</i> ,	構	築	•	•	•	•			•	71
	基本施策	(2)	相談	支援・	情幸	限提	供包	制	のチ	実	•	•	•		•	•	•	•			•	72
	基本施策	(3)	質が高	高く利	川用し	ノや	すい	福	祉ち	<b>†</b> —	ビ	Zσ	提	供	•	•	•	•	•		•	73
	基本施策	(4)	権利抗	雍護の	)推道	隹		•		•		•	•		•	•	•	•			•	74
基	本目標4	安/	いして	生活	でき	5る!	環境	づ	くり			•	•		•	•	•		•	•	•	75
	基本施策	(1)	防災	・防犯	等(	の安	全な	まな	ちこ	づく	り	•	•		•	•	•	•			•	75
	基本施策	(2)	快適	で安心	いでき	きる	交通	<u></u>	居住	E環	境:	づく	り	•	•	•	•	•			•	77
	基本施策	(3)	生涯る	を通し	たる	建康	づく	くり	•	•		•	•		•	•	•	•			•	78
第5	章 重点	はプロ	コジェ	クト				•		•		•	•		•	•	•	•			•	79
第6	命信 章	画の指	生進体							•						•	•	• •				87
<b>第6</b> 1	<b>章 計画</b> の		進進体	制		B		•							•			•	•			87 87
-	計画の	推進	<b>進進体</b> 体制と	<b>体制</b> に進行	·· 管理	· •		•	• •	•					•			•	•	· ·		
1	計画の計画の	推進位	<b>生進体</b> 体制と 啓発と	<b>*制</b> ご進行 ご実践	管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・・ ・・ 取り	· · · · · ·	  						•			•	•			87
1	計画の計画の	推進位	<b>生進体</b> 体制と 啓発と	<b>*制</b> ご進行 ご実践	管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・・ ・・ 取り	· · · · · ·							•			•				87 89
1 2 3	計画の 計画の 個人情	推進位	<b>生進体</b> 体制と 啓発と	<b>*制</b> ご進行 ご実践	管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・・ ・・ 取り	· · · )扱(							•		•	• •	•			87 89
1 2 3	計画の 計画の 個人情	推進位普及認報保証	<b>生進体</b> 本制と 啓発と 護の循	<b>*制</b> ご進行 ご実践 対底と	管理・適正	 Eな!	・・ ・・ 取り	· · · · · ·	· · ·						•							87 89
1 2 3 <b>資料</b>	計画の 計画の 個人情 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	推進は普及を報保に	<b>進進は</b> 本制と 整護 の に い に に い に い に い に い に い に い い に い い に い い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に い に に い に い に い に に い に	・制 に実底と 電査に	・・ 管理 ・ 適正	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	・・・ ・・ 取り ・・・	· · · · · · · ·						• • •	•							87 89 89
1 2 3 <b>資料</b> 1	計画の 計画の 個人情 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	推進は普及な報保に対していた。	<b>進雄</b> 体 本 発護 ー ト ト 請	・制 に実底と 電査に	・・ 管理 ・ 適正	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · · · ·							•							87 89 89
1 2 3 <b>資料</b> 1 2	計画の 計画の 個人情 は編 市民ア 団体ア 計画の	推進の経験を表現している。	<b>進雄</b> 体 本 発護 ー ト ト 請	・制 に実底と 電査に	・・ 管理 ・ 適正	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	・・ ・・ ・・ ・・・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·														87 89 89 90 98
1 2 3 <b>資料</b> 1 2	計画の間側には、おります。	推普報 ンン策説別 が方では の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	<b>進</b> 体	・制 進実底 おひょう 本制 行践と にに・・で	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ に な い て い て ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・ ・ ・	・・ ・・ ・・ ※が												· ·。)	87 89 89 90 98 100
1 2 3 <b>資料</b> 1 2 3	計画のの間には、おります。	推普報 ンン策説別 が方では の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	<b>進</b> 体	・制 進実底 おひょう 本制 行践と にに・・で	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ に な い て い て ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・ ・ ・	・・ ・・ ・・ ※が												· ·。)	87 89 89 90 98 100

## 第1章 計画の策定にあたって

#### 1 計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化の進展により人口減少社会に突入するとともに、単身世帯の増加や近隣住民の関係が希薄化する中で、社会から孤立する人々が生じやすい環境となってきています。また、これらに併せて、経済状況の変化などにより、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者をめぐる問題も深刻化しています。

国においては、平成12年に社会福祉事業法が改正され「社会福祉法」となり、個人の自立支援、利用者による選択の尊重、サービスの効率化などを柱とした新しい社会福祉の方向性が示され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられました。地域福祉の推進のためには、これまでの生活支援を必要とする方への行政からのサービス給付という形だけではなく、地域住民同士の支え合い・助け合いが必要不可欠となってきます。

こうした中で、高齢者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して、生きがいを持って生活していくためには、生活基盤となる地域において、お互いに助け合う仕組みをつくっていくとともに、地域住民がボランティア等の市民福祉団体や民間事業者とともに、行政と協働して地域福祉を進めていくことが必要です。

こうした背景から、本市では、平成20年度から平成24年度までの5年間を計画期間とする第1期の「南丹市地域福祉計画」を策定し、この間、社会福祉協議会と連携し、市民の福祉意識の醸成を図るための福祉教育プロジェクト事業や、地域の福祉推進リーダーの育成研修の開催をはじめ、地域福祉活動としてふれあい委員やNPO・ボランティア活動など、地域福祉の推進に取り組んできました。

「南丹市地域福祉計画」は平成24年度で計画期間を終了することから、誰もが安心して 住み慣れた地域で暮らせるよう、地域のさまざまな生活課題の解決に向けて、市民をはじ め関係機関や地域団体等との協働の取り組みを一層推進するため、「第2期南丹市地域福祉 計画」を策定します。

注)本文1行目の「少子高齢化」、第4段落4行目の「協働」、第5段落4行目の{NPO}の左上の※は、資料編の「4 用語の説明」に記載している用語を意味しています。 他のページも同様です。

#### 2 地域福祉とは

地域福祉とは、すべての市民が、住み慣れた地域で生涯にわたり心豊かに安心して暮らすことができるよう、また、福祉サービス等支援を必要とする人が適切にサービスを利用し、地域で孤立することのないよう、地域社会を基盤として、行政をはじめ社会福祉協議会、社会福祉法人、学校、地域住民や地域団体、NPO法人やボランティア団体、企業や商店など、地域社会を構成するさまざまな主体が協力し合い、支援のための基盤や体制等の仕組みづくりを進めることをいいます。

また、支援を必要とする人もそうでない人も、誰もが人間としての尊厳を持ち、地域社会の一員として認め合い、自分の意思でさまざまな社会活動に参加し、相互に助け合い、 支え合う地域社会を形成していこうとする取り組みのことをいいます。

さらに、地域福祉は、地方自治や市民自治を根本的な要件とするとともに、同時に地域福祉の実践を通じて、そのような自治性や地域の福祉力を高めていく不断の取り組みでもあります。

これからの地域福祉において一番大切なのは、「人と人との支え合い」であり、そんな「地域のつながり」の構築をめざすものです。

#### ◆ 地域社会を基盤とすること

住民が支援を必要とする人の見守りやサロン活動等さまざまな福祉活動を行う圏域として、隣近所をはじめ自治会、ブロック、地区(旧町)や、地域を限定しない福祉活動による支援などの市全域があります。本市では、民生児童委員やふれあい委員が、高齢者の見守り・支援をする小地域ネットワーク活動やふれあいサロン活動を行っています。

## ◆ 地域社会を構成するさまざまな主体が協力し合い、支援のための基盤や体制等の仕組みづくり

住民の協力関係や結びつきを発展させて、住民主体の地域福祉活動を活発にするとともに、介護者や障がいのある人など、共通した課題や経験を持つ住民を組織化して、当事者組織の活動を活発にすること、また、医療・保健・社会福祉が地域の実情に応じて利用しやすいシステムや連携体制を整え、専門職活動が地域で展開されること、そして、住民と行政・専門職の協働を進めることが重要です。

## ◆ 地域福祉の実践を通じて、地方自治や市民自治、地域の福祉力を高めていく不断の取り組み

地域の福祉課題を的確に把握し、理念や目的、推進方法を明らかに(PLAN=計画の策定)し、できるだけ多くの人や関係者にそれらを理解して共有してもらいながら、計画的に実践していくこと(DO=計画の実施)が重要です。また、進めていく中で成果や課題を検証し、問題点を明らかに(CHECK=計画の評価)し、実践内容を改善(ACTION=計画の改善)する柔軟な姿勢も必要です。

#### 3 地域福祉計画とは

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が策定する地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画です。市としての果たすべき責任を明確にするとともに、基本理念や福祉サービスを作り上げていくための基盤づくり、地域住民との協働の仕組みづくりなどを定めるものです。

地域福祉計画では、市民・福祉関係団体・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進するため、地域に住むすべての人が、地域において、互いに助け合っていくことが必要となります。

#### 4 計画の概要

#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画であり、規定されている3つの事項を一体的に定める計画です。

また、「南丹市総合振興計画」を上位計画とし、基本構想の「生きがい定住都市構想」の「医・食・住の充実と高齢者・障がいのある人の自立支援」の基本計画「安心と支え合いの仕組みづくり」との整合を図りながら策定しています。

さらに、福祉分野には高齢者や障がいのある人、児童を対象とした個別計画がありますが、これらの個別計画は対象者のニーズに応じたサービスの整備目標や取り組みを示しています。これに対して、本計画は個別計画の対象者の地域生活を支えるため、権利擁護や総合的な相談支援体制、福祉サービスの利用支援などの取り組み方向を示すものです。また、既存の福祉サービスだけでは対応困難な問題への対応、地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項、地域福祉を推進するための基盤整備、公民協働の仕組みづくりなどの取り組み方向を示しています。

なお、福祉分野の個別計画はいずれも「第2期南丹市地域福祉計画」の計画期間内に 各計画期間を終了し、新たな計画を策定することになりますが、それぞれ連携を深めて いきます。

また、保健・福祉分野以外の分野別計画等についても、関連施策の整合を図っています。

#### (参考) 社会福祉法 抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を 行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一 員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会 が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
  - 1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

さらに、厚生労働省より通知のあった下記の事項を、計画に盛り込んでいます。

#### <平成19年8月10日 社会・援護局長通知>

「市町村地域福祉計画の策定について」

災害時にも対応する要援護者支援方策として、日頃からの要援護者情報の適切な把握 と関係機関間の共有が必要であることから、地域における要援護者に係わる情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込む。

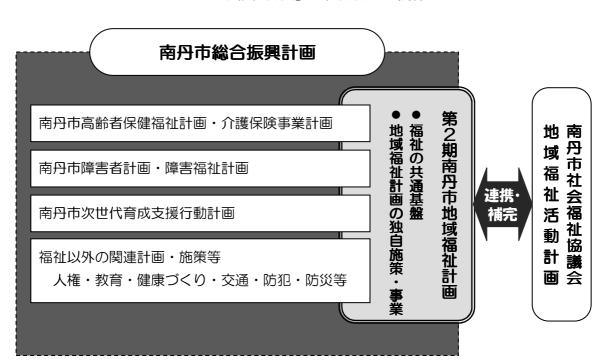
- 1. 要援護者の把握に関する事項(要援護者の把握方法)
- 2. 要援護者情報共有に関する事項(①関係機関間の情報共有方法、②情報の更新)
- 3. 要援護者の支援に関する事項(①日常的な見守り活動や助け合い活動の推進方策、 ②緊急対応に備えた役割分担と連携体制づくり)

#### 〈平成22年8月13日 社会・援護局長通知〉

「市町村地域福祉計画の策定について」

高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に当たり有効な計画内容となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じるよう支援・働きかけをお願いする。

#### ■「地域福祉計画」と他計画との関係



#### (2) 地域福祉活動計画との連携

本計画は、南丹市社会福祉協議会が策定している「南丹市地域福祉活動計画(なんたんぶれあいプラン)」と地域福祉の推進という理念を共有し、施策や事業の展開においては車の両輪の関係にあり、相互に協働・連携を図ります。

南丹市社会福祉協議会では、平成21年4月に「南丹市地域福祉活動指針(計画)ーなんたんふれあいプランー」を策定しています。このプランは、住民の福祉活動をより具体化し、積極的に展開していくため、「南丹市地域福祉計画」と連動して進めることとしています。また、計画期間が平成25年度に終了することから、「第2期南丹市地域福祉計画」策定の1年後に、第2期プランを策定することになります。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、住民の参加を得て、地域福祉を進めていく上で、互いに連携・補完し合う"車の両輪"の関係にあります。

■「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」との関係

#### 南丹市における地域福祉の推進

#### 【地域福祉計画の内容や特徴】

- 計画の基本理念、基本目標
- ●重点プロジェクト
- ●各種施策の総合化
- ●公平性
- ●サービスの基盤整備
- ●地域福祉推進の仕組みづくり

#### 連携・ 補完

#### 【地域福祉活動計画の内容や特徴】

- ●計画の理念、基本目標
- ●各地区(旧町)の重点取り組み内容
- ●個別性
- ●先駆性・開拓性
- ●福祉活動の推進
- ●地域福祉推進の人づくり

地域における生活課題の解決課題の発見

地域づくり・福祉コミュニティづくり